

「森林・林業基本計画（案）」及び「全国森林計画（変更案）」に対する意見の概要

令和3年6月4日
林 野 庁

(1) 概要

「森林・林業基本計画（案）」及び「全国森林計画（変更案）」について、以下のとおり意見・情報の募集を行った。

- ① 意見・情報募集期間：令和3年4月26日から令和3年5月14日まで
- ② 告知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載により実施
- ③ 意見・情報提出方法：インターネット、郵送、ファクシミリのいずれか

(2) 提出いただいた御意見の件数・内訳

御意見とそれに対する考え方の詳細は別紙に整理。

提出者数 58人（個人、団体・法人）

意見総数 107件

・意見に対する処理結果の内訳

処理結果の区分	内訳
1. 趣旨を取り入れているもの	48件
2. 趣旨の一部を取り入れているもの	33件
3. 修正するもの	17件
4. その他、今後の検討課題等	9件
合計	107件

・意見の該当箇所ごとの内訳

森林・林業基本計画	105件
全般	7件
まえがき	0件
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	9件
第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標	7件
第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	45件
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	14件
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	20件
4 国有林野の管理及び経営に関する施策	1件
5 その他横断的に推進すべき施策	1件
6 団体に関する施策	0件
第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	1件
全国森林計画	2件
合計	107件

※意見の数は重複を排除した値。

(別紙)

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
全般	森林・林業基本計画の中で山村の優先順位が低い。林業従事者が暮らす山村に対する施策を主幹として、施策のあり方や木材供給量の目標、技術革新などを提起した計画が作成されるべき。今一度、山村の位置づけ、取り扱いについて再考いただきたい。	本計画案では、山村地域について、森林の約6割が賦存し、森林管理を支える林業従事者が居住する生活基盤としても重要な地域と位置づけ、新たな基本計画の重点ポイントである第1-2「森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向」においても「新たな山村価値の創造」を掲げています。
全般	今回の森林・林業基本計画(案)においては、成熟した森林を利用すると共に、再造林の重要性が組み込まれている事は森林所有者として大いに評価。 しかし、環境的な面から森林を整備する事ばかりになってしまっているため、森林所有者の意欲を向上させるための推進策についても強化し記述すべき。森林経営管理制度をもってしても我が国の森林の6割以上を占める民有林を整備するには、所有者の意欲や同意なしに進めることは出来ない。 また、大きな作業費用負担や造林作業手の不足だけでなく、野生動物による被害も再造林を困難にし、所有者の林業経営意欲を大きく減退させる要因。 野生動物の被害を防止するための公的な支援策の充実強化を図るほか、森林の日常的な管理をおこなう為に森林に人手が入ることにより、シカやクマの出没を抑制する効果も期待できることから、そのような推進策についても記述すべき。	森林所有者の意欲を向上させるためには、第1-1-(2)ウの記述のとおり、山元立木価格及び原木価格を確保していくことが課題であると考えています。そのため、①第3-2-(1)イの記述のとおり、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開するとともに、②第3-3の記述のとおり、流通及び加工の合理化等の施策を総合的かつ体系的に進め、川上から川中・川下までの相互利益を拡大するなどの取組を推進していく考えです。 野生鳥獣による森林への被害については、第3-1-(4)の記述のとおり、防護技術の開発・実証等の取組の推進を引き続き推進することに加え、御意見のとおり、「適切な森林管理等の人為活動を活発化させ、野生鳥獣の農地等への出没の抑制を図る。」と追記します。
全般	森林所有者のさしたるビジョンも無い勝手な言い分によって森林整備ができなくなることが多々ある。公益的機能を有する資産を所有する者としての果たさねばならない義務は無いのか、自分1人が権利を主張することによって周囲の所有者の権利が阻害されていることに気付かないのか、そういった場合が想定された施策が欠如している様に思われる。	森林は各人の財産である一方で、森林所有者には、森林・林業基本法において、森林の有する多面的機能が確保されるよう森林の整備・保全に努めるものとされ、森林法においても、森林計画制度に従って適切な施策を実施するよう努めることとされているなど、法律上の責務が位置づけられているところです。 一方で、我が国の森林を取り巻く情勢として、長期的な木材価格の低迷や森林所有者の不在村化、世代交代等により、森林所有者が経営意欲を持たず、森林整備が十分に進まないという課題があります。このため、平成30年に、新たに森林経営管理法を制定し、市町村が森林所有者の意向を確認し、森林所有者自らが経営管理できない場合等については、市町村などが経営管理の委託を受け、森林整備を推進していくこととしました。森林所有者や森林所有者から委託を受けた林業経営体等による集約化施策の実施に加え、このような仕組みを活用することにより、適切な森林整備を実施していくこととしています。
全般	現在、林業事業体は、経営が極めて厳しく、意欲を失い経営放棄がここ近年激増している。まえがきにある、流通の改革としての経営体の育成と山元立木価格、原木価格の確保については評価する。 そこで提案したいのは、地域産業育成の一貫として、林業、森林サービス産業、中小の製材所、木材加工業、木材販売等を一体化した商社のような総合事業体すなわち北欧、ドイツにおける林業クラスターを形成し、6次産業化により林業の収益を上げるような経営体を育成したら良いと思う(例えば下川町、十津川村での取組)。このなかで林業従事者の労働環境の改善、労働災害を減らす、などし、人手不足を解消していく。	第3-1-(11)アの記述のとおり、地域産業の育成については、山村地域の自然や風土等を背景として、住民が主体となり、森林等の地域資源を活かした産業を育成することにより、山村の内発的な発展を図っていく考えです。 また、近年、原木市場や製材・合板工場等が、林地取得等により、林業経営を行う「林産複合型経営」の事例が見られ、第3-2-(2)ウの記述のとおり、これらの取組は林業の経営基盤の強化等につながるものと考えています。
全般	市場で木材の供給が逼迫している。 関税撤廃を機に「輸入木材への依存」へと舵を切ったはずの我が国が何故ここまで購買力がないのか？(輸入自体は民間レベルの話だが、原因はやはり国の施策) 日本の林業が衰退した原因は「儲からないから」に他ならず、燃料用材の優遇も結構だが、建築用材向けの国産木材が市場に出回らないことは国がシステムの欠陥に目を瞑り続けてきた結果。 今でもしっかりと山の手入れをしている林業家はたくさんおり、それらの人々に希望を与えてほしい。	森林所有者の意欲を向上させるためには、第1-1-(2)ウの記述のとおり、山元立木価格及び原木価格を確保していくことが課題であると考えています。そのため、①第3-2-(1)イの記述のとおり、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開するとともに、②第3-3の記述のとおり、流通及び加工の合理化等の施策を総合的かつ体系的に進め、川上から川中・川下までの相互利益を拡大するなどの取組を推進していく考えです。 また、第1-4の記述のとおり、森林・林業・木材産業関係者が自らの短期的な利益のみを追求するのではなく、相互利益を拡大しつつ、再造林につなげるとの視点を共有し努力していくことも重要だと考えています。

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
全般	<p>持続可能な森林保全に対する国民意識の改革と専門家育成に向けて、次のような取組が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民への継続的な情報伝達 ・国民も共に協力できるシステムの確立等(SNSやイベントでの意見収集、募金、クラウドファンディング) ・森林の現状の可視化(ウェブ配信、SNS、各地域の森林保全団体に共有等) ・各地域の森林保全専門家による若者への情報発信の義務化(野外活動の一環として、興味を持つきっかけをつくる場の提供) ・専門家育成(学生向けセミナーや社会人向け講習会の開催、知恵と知識のデータ化、森林保全プロジェクトへのオンライン参加) 	<p>本計画の施策の展開に当たっては、国民理解の促進が重要と考えており、第1-3-(3)の記述のとおり、森林・林業・木材産業の果たす役割、木材利用の意義や情報等を積極的に発信し、それを共有し合うことで、森林を社会全体で支えていこうという機運の醸成を図っていきます。</p> <p>また、国民参加の森林づくりとして、第3-1-(12)の記述のとおり、森林づくり活動に向けた企業・NPO等のネットワーク化、緑化行事などの普及啓発活動の促進や森林環境教育の充実に努める考えです。</p> <p>加えて、第3-1-(2)イの記述のとおり、持続可能な森林保全の専門家育成・学術研究の発展にも資するよう、林況や生物多様性等に関する情報の公表・活用を進めてまいります。</p>
全般	<p>SDGsに関しては「まえがき」に触れているのみで、基本計画の個々の項目がSDGsとどのような関係を持っているのかが国民に分かりにくい。</p>	<p>森林・林業基本計画に記載する施策とSDGsとの関係については、基本計画本文とともに公表する予定の概要資料で整理したいと考えています。</p>
第1-1-(1)前基本計画に掲げた目標の進捗状況	<p>木材利用量について、H26からR元年にかけて製材用材の増加が66万m³(5.4%)であるのに対して合板用材の増加は140万m³(41.8%)であり、製材用材と合板用材を一括りにして「若干の増加」とすることは不適切である。</p>	<p>増加量で見ると、製材用材と合板用材で206万m³の増加に対し、燃料材は単独で509万m³と2.5倍にあたる増加となっているため、「若干の増加」と記述しています。</p>
第1-1-(2)前基本計画に基づく主な施策の評価	<p>「製材合板工場」という表現は一般的ではないため、「製材・合板工場」あるいは「製材工場・合板工場」に修正すべき。この箇所以外でも同じ修正をすべき。</p>	<p>「製材合板工場」を「製材・合板工場」に修正します。</p>
第1-1-(2)前基本計画に基づく主な施策の評価	<p>「原木の年間追加消費量」という表現の意味が不明のため、適切な表現とすべき。</p>	<p>近年新たに整備された製材・合板工場により、工場整備前と比べて増加した年間の原木消費量を意味しています。</p>
第1-2-(1)森林・林業・木材産業によるグリーン成長	<p>成長産業化という言葉が今計画からなくなっているが、成長産業化がある程度達成されたからか。成長産業化という言葉が不適切な面を包摂しているという理解か。計画の中で説明が必要。また、新たな林業との関係を説明してほしい。</p>	<p>引き続き、林業・木材産業の成長・発展を図ることが重要と考えており、今後の対応方向の中でも、第1-2-(1)の記述のとおり、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしています。</p> <p>また、そうした成長発展を図るためには、生産性や安全性の抜本的な向上が不可欠であり、新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新たな林業」に向けた取組を展開する考えです。</p>
第1-2-(1)森林・林業・木材産業によるグリーン成長	<p>政府全体でカーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略が重要な課題としており、同戦略では主として温室効果ガスを出し続けてきた産業の方向転換を示す政策であり、林業との関係では多面的な機能の1つの分野(地球環境保全機能)に関するもの。グリーン成長は林業の役割の一部であることも含め、整理をお願いしたい。</p>	<p>第1-2-(1)の記述のとおり、新たな森林・林業基本計画においては、国土と自然環境の根幹である森林の適正な管理と、森林資源の持続的な利用を一層推進することとし、これにより、①人々が森林により発揮される多面的機能の恩恵を享受すること、②林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長産業化を図ることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与していくことが重要と考えており、このような姿を表す言葉として「グリーン成長」という言葉を用いています。</p>
第1-2-(3)「新しい林業」に向けた取組の展開	<p>柔軟な林業経営上、支障となっている制度の見直しを行うこと。</p>	<p>第1-2-(3)の記述のとおり、原木の安定供給や機械化等の取組に留まらず、生産性や安全性の抜本的な向上を図っていくため、従来の施業方法の見直し、エリートツリーや自動操作機械等の新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開していく考えです。</p>
第1-2-(4)木材産業の「国際競争力」と「地域競争力」の向上	<p>第1-2-(4)の「中小地場の製材工場等については、地域における多様な消費者ニーズをくみ取り」は大切な視点。多様な消費者の中に、建築関係者の動きが重要なので、記載してほしい。</p>	<p>第3-3-(2)イの記述のとおり、中小規模の製材工場等の競争力強化に当たっては、工務店等地域の関係者が連携して施主等のニーズに応える「顔の見える木材での家づくり」の取組等を促進していく考えです。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第1-2-(4)木材産業の「国際競争力」と「地域競争力」の向上	合板用材の利用量目標7百万m ³ の達成のため、国産材の原木の安定供給の確保について記載すべき。 【修正案】(19行目) 主に製材合板工場については、 <u>国産材原木を安定供給できる体制、</u> 外材や他資材に対抗できる…	御指摘の箇所は、製材・合板工場における製品生産を中心に記述したものであり、国産材の安定供給については、第3-3-(1)にその考え方を記述しています。
第1-2-(6)新たな山村価値の創造	「外部依存性が高く、自立性の弱い経済を克服する」ことが不可欠とあるが、古くから山村は外部に依存した経済であり、森林サービス産業等の需要先も外部であることから、「外部との適切な経済的関係性を保つとともに、農林地から得られる恵みを取り入れた山村ならではの暮らしのあり方を再定義する」と修正できないか。	山村地域は人口減少や産業の衰退など厳しい状況下にあり、そこでの生活を成り立たせていくためには、第3-1-(11)アの記述のとおり、森林等の地域資源を活用して、林業・木材産業や特用林産の振興、森林サービス産業により、地域外の力も活用しつつ山村域の内発力を高めていくことが重要と考えています。
第2-2-(4)森林の誘導の考え方	育成複層林について、計画案10ページの説明文を読む限り、上木を収穫したのちは放置しておけばよいと捉えられることができるが、このような認識で間違いないか。樹下植栽まで記載しなくて良いのか。また、近年森林総研より、複層林を健全に維持することが極めて困難との報告があり(https://www.ffpri.affrc.go.jp/research/saizensen/2020/20200319-01.html)、この報文の概要では下木の成長がよくなるとされている。山地災害防止の観点からはあまり意味をなさない林分の育成につながらないか。	第2-2-(4)イの記述のとおり、樹下植栽だけでなく、自然条件等に応じ、帯状又は群状の伐採と植栽による更新により育成複層林に誘導するほか、択伐や帯状又は群状の伐採と広葉樹の導入等により針広混交の育成複層林に誘導していく考えです。 また、第3-1-(7)の記述のとおり、国有林における面的複層林施策等の先導的な取組や、モザイク施策等の複層林化に係る技術の普及等を進めていく考えです。
第2-2-(4)森林の誘導の考え方	育成単層林のうち、林業に適した場所に位置せず、育成複層林化を図ったのちの利用方法のビジョンが見えない。それでも木材生産は続ける方針なのか。また、育成複層林の定義もはっきりしていないように思える。	第2-2-(4)イ(イ)の記述のとおり、急傾斜の森林又は林地生産力の低い森林で、公益的機能と木材等生産機能の発揮を同時に期待する育成単層林では、帯状又は群状の伐採と植栽による確実な更新により、効率的に育成複層林に誘導することとしています。 育成複層林となっている森林については、公益的機能の発揮のため引き続き育成複層林として維持することを基本としています。 また、第2-2-(4)ア(イ)の記述のとおり、育成複層林については、森林を構成する林木を帯状若しくは群状又は単木で伐採し、一定の範囲又は同一空間において、林齢や樹種の違いから複層の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林と整理しています。
第2-2-(4)森林の誘導の考え方	天然生林の活用ビジョンがない。少なくとも北海道や東北では天然生林の活用ビジョンが必要となるはずだが、なにもないのか。	第2-2-(4)イ(イ)cの記述のとおり、里山林など下層植生等の状況から公益的機能発揮のために継続的な維持・管理が必要な森林や、針葉樹単層林に介在して継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等については、更新補助作業等により育成複層林に誘導していく考えです。
第2-2-(5)森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	育成単層林・複層林は労働力が投下されなければ維持されないとされる。しかし、林業従事者は若年化してきたとはいえ総数は右肩下がりであり、むしろ天然生林を増加させるほうが妥当ではないのか。	将来にわたり、森林の多面的機能を高度に発揮していくためには、森林の現況、自然条件、地域の経済社会の要請等を踏まえながら、人為的な整備及び保全により多様な森林へと誘導していく必要があります。 そのため、目標とする森林の状態に誘導できるよう、引き続き、林業従事者の確保・育成に努めるとともに、森林施策の効率化等の必要な取組を進めていく考えです。
第2-3-(1)目標の基本的な考え方	森林・林業基本計画における、国産材産物の供給および使用を2019年の3100万立方メートルから2030年までに4200万立方メートルに増やす目標について、この目標を達成するための施策は、貿易の無差別原則に則ったものとなり、日本市場における競争状況に対して木材の産地によって不利益が生じることがないように留意願います。	WTO協定に基づき、内外無差別原則に則り、引き続き対応していく考えです。

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第2-3-(2)目標の定め方	<p>(1) 燃料材の総需要量(見通し)については、FITの認定状況や、バイオマス発電における木材の使用実績からみて、燃料材の需要量が10年後に令和元年実績の1.6倍というものは過少と考えます。</p> <p>(2) 利用量について、「建築用材等」が令和元年の1.44倍に増加する一方、その生産に伴って発生する低質材が振り向けられる「非建築用材等」が1.23倍に止まるというは過少であり、近年の実績を見ても、また、木質バイオマスの利用に関する施策を講じていく上での目標としても、積極性に欠けると考えます。</p> <p>(3) 少なくとも、需要量、利用量の積算根拠を明らかにしていただくようお願いします。</p>	<p>木質バイオマスエネルギーの利用については、山元還元観点から、第3-3-(5)アの記述のとおり、未利用材活用やカスケード利用を基本として進めていく考えであり、「建築用材等」の増加にあわせて増加することを見込んでいます。</p> <p>また、総需要量及び利用量の考え方については、令和3年3月30日林政審資料(資料1-4)をご覧ください。 (https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/210329si-10.pdf)</p>
第2-3-(2)目標の定め方	<p>合板用材の利用量の目標である700万m³の根拠となる内訳及びその達成のための手段について御教示いただきたい。合板の利用拡大のためには①非住宅分野や中層・大規模木造建築への国産構造用合板利用の拡大、②南洋材合板のシェアが高い型枠合板などについて国産合板での代替、などを推進していく必要がある。そのためには、各メーカーの設備投資が必要であり、それぞれの分野での需要拡大について的手段(政府支援など)をご教示願いたい。</p>	<p>国産材合板の需要拡大に向けて、第3-3-(2)の記述のとおり、大規模工場等の「国際競争力の強化」や、第3-3-(3)の記述のとおり、非住宅建築物への木材利用の促進等に取り組むこととしています。</p> <p>また、木材の利用量目標の考え方については、令和3年3月30日林政審資料(資料1-4)をご覧ください。 (https://www.rinya.maff.go.jp/j/rinsei/singikai/attach/pdf/210329si-10.pdf)</p>
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>森林経営計画について、主伐後2年以内の植栽が行われるように計画しなければ、計画が認定されないのではないのか。ほとんど義務ではないのか、効果的というのが分からない。それとも全国で違法伐採が横行しているのか。</p>	<p>主伐が増加する中、林業に適した林地においても天然更新が選択され再造林が進んでいないことが課題となっているため、植栽による更新に適した区域の設定(いわゆるゾーニング)に取り組むとともに、造林の省力化・低コスト化などの取組を通じて、再造林を促進していく考えです。</p>
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>現在の育成単層林を、条件に応じて育成単層林として維持するのか、育成複層林へ誘導するのか線引きをすべきという考えには賛同。その際、線引きの基準等について具体的なガイドラインが示されるべき。今の計画数値だと660万ヘクタールは育成単層林にするとことだが、現場の実態を反映しているのか。立木価格で再造林費を賄える地域を線引きすると読めるが、それでカバーできるのか。</p> <p>また、(森林計画制度の下での適切な施業の推進について)木材関係者などの参画によって具体的な取組を進めるとあるが、建築関係者も含めてもらいたい。</p>	<p>第2-2-(4)イの記述のとおり、自然的・社会的条件を勘案しつつ、現況が育成単層林のうち、林業に適した場所に位置する森林は、植栽による確実な更新等により育成単層林を維持することとしています。その際、第3-1-(3)イの記述のとおり、再造林の実効性を高めていくため、造林適地を抽出する技術の高度化に取り組むとともに、市町村森林整備計画において、「木材等生産機能維持増進森林」として適切にゾーニングできるよう、これらの技術の普及を図ることとしています。</p> <p>また、ゾーニングに当たっては、立木価格で再造林費を賄える地域で線引きするとはしておりませんが、再造林を推進するためにも、従来の施業方法等を見直し、新技術を取り入れて、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を目指す取組を展開する考えです。</p> <p>さらに、第3-1-(1)アに記述の森林・林業・木材産業関係者の参画を得ながら取組を進めることについては、地域の実情等に応じ、建築関係者の参画も想定されます。</p>
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>第3-1-(1)イ「適切な伐採と更新の確保」について、川下の情報提供のシステムに関して建築関係者も入れてほしい。リスクだけでなく管理された大切な素材ということを含めて、川下に訴求していくシステムを作っていただきたい。</p>	<p>御指摘の部分の内容については、建築関係者の連携も想定されます。また、第3-5-(1)の記述のとおり、川上・川中・川下のサプライチェーンの構築を進めていく考えです。</p>
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>第3-1-(1)に、市町村森林整備計画や伐採及び伐採後の造林の届出書を梃子として、適切な伐採及び伐採後の更新、伐採に伴う集材路などに制度的な制限を加えつつ、市町村が指導を行うことが明記されているが、これらをツールとして、林業における持続的な収穫の確保や森林の多面的機能を維持を図るには、以下3点で効果が限定的と見做す。</p> <p>①林業における収穫行為の大半が伐造届由来でなく、伐造届の強化では林業の適切な施業の推進につながらないこと。</p> <p>②伐造届は行政手続上、届出行為にあたり、林業事業者に対して、法的な措置まで講じることが困難であると見做されること。</p> <p>③林業の収穫行為以外の大多数の伐造届にも制限・指導が加わることで、より一層のマンパワー及び技術力が必要となること。</p>	<p>将来にわたって森林の有する多面的機能を持続的に発揮できるよう、適切な森林施業を確保することが必要であり、第3-1-(1)の記述のとおり、適切なゾーニングが行われることで、森林経営計画作成森林においても適切な森林施業を促すとともに、伐採造林届出制度の見直しを行い、その制度に基づく指導等の強化を図っていく考えです。</p> <p>また、市町村の林務行政が円滑に進められるよう、第3-1-(1)の記述のとおり森林総合監理士等の育成・確保を図るとともに、第3-1-(2)の記述のとおり市町村の体制整備や技術的支援等に努める考えです。</p> <p>このほか、第3-2-(2)の記述のとおり、林業経営体による法令の遵守や伐採・造林に関する自主行動規範の策定等の取組を促進し林業経営体が森林を適正に管理利用する社会的責任を果たす取組を進める考えです。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>電力会社が山地を通過する送電線下の樹木を伐採する場合も、森林法は適用される。樹木が成長し、送電線から一定の距離内に接近するだけで空中放電し、停電の恐れがあり、電力会社は毎年送電線下の伐採を計画している。現代の社会には電気は暮らしになくてはならないものであり、災害時にはいち早く復旧が望まれる。ところが、森林法により、せつかく伐採した山地も森林に戻すことが義務付けられている。これでは電気を安定して送ることは難しく、伐採費用は電気料金にも反映される。電力会社による山地伐採は、森林法の対象から除外とし、送電線路の保全維持に必要な管理地として扱うようお願いする。</p>	<p>送電線下において、樹木の伐採後も森林として維持するかどうかは、森林所有者の意向判断により決定されるものと考えますが、森林として維持する場所については、森林法に基づき適正に管理していく必要があると考えています。</p>
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>昨今の土砂災害拡大は、豪雨だけではなく、皆伐施業の拡大と、皆伐に入った作業道の崩壊が大きな原因。土砂災害を誘発しないような作業道の設計を推奨すべき。特に谷筋は水の通り道でもあるため、細心の注意が必要。</p>	<p>皆伐地において粗雑に作設された集材路から土砂の流出・崩壊が発生するなど、一部で不適切な施業が行われる事案が生じていることから、適正な伐採と更新を確保するため、第3-1-(1)の記述のとおり、集材路の作設など搬出方法に対する指導体制を確立するなど、伐採造林届出制度の見直しを行い、制度に基づく指導等の強化を図っていく考えです。</p> <p>また、第2-2-(4)イにおいて、森林の区分に応じた誘導の考え方として、伐採に当たっては、土砂の流出を招かないよう、搬出方法の選択、保護樹帯の設置等を適切に行う旨などを記述しているところです。</p>
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>新たにゾーニングをすると読めるが、前回実施したゾーニングをどう総括し、どのように新しいゾーニングをしていきたいのかがはっきりしない。このままだと、過去のゾーニングをそのまま踏襲するだけになるのではないか。</p>	<p>第3-1-(1)アの記述のとおり、地域森林計画や市町村森林整備計画において、地域ごとに目標とする主伐量や造林量、発揮が期待される機能に応じたゾーニング等を定めることとしています。</p> <p>加えて、再造林の実施により効果的に促進するため、新たに、特に植栽による更新に適した区域の設定を進めていく考えです。</p>
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>保安林制度が適切に機能していない。獣害や土砂災害、保安林以外の民有林における不適切な開発などは、皆伐適地と不適地の適切なゾーニングや作業道敷設に係る適切な制限・規制がなされていないことに起因するものと考えられる。また伐採施業を担う素材生産事業者に対する登録・認定制度などによる施業の質向上の取り組みも必須である。</p> <p>加えて、太陽光発電施設建設に係る保安林以外の民有林(主に里山等)の不適切な開発については、林地開発許可制度だけでなく、他省所管の許認可制度等との連携・整合性、直接的な権限を有する自治体による適切な制度運用および林地所有者への効果的な働きかけなどが総合的に機能しない限り、抑止効果は期待できない。</p>	<p>第3-1-(9)の記述のとおり、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として計画的に指定するとともに、適切な管理を推進する考えです。</p> <p>また、第3-1-(1)の記述のとおり、適切な森林施業の確保のため、市町村森林整備計画において発揮が期待される機能に応じたゾーニング等が定められるよう取り組むとともに、集材路の作設など搬出方法に対する指導体制を確立するなど、伐採造林届出制度の見直しを行い、制度に基づく指導等の強化を図っていく考えです。また、林業経営体の育成に当たっては、第3-2-(2)カの記述のとおり、業務に関連する法令遵守、伐採・造林に関する自主行動規範の策定等、社会的責任を果たす取組を推進する考えです。</p> <p>加えて、保安林以外の民有林における太陽光発電施設建設のための開発については、第3-1-(9)の記述のとおり、太陽光発電施設の特長性を踏まえた許可基準の適正な運用を行っていく考えです。また、「全国森林計画(変更案)」のⅢ-1の記述のとおり、許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得るための取組の実施に配慮することとしています。</p>
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	<p>国内の盗伐防止・抑制を含め、木材取扱事業者を対象としているクリーンウッド法には国内木材市場から盗伐など違法伐採に由来する木材等を排除し、健全にしていくことが期待されているが、法執行の効果は極めて低く限定的である。</p> <p>クリーンウッド法に関する国内での周知徹底による運用レベル向上もさることながら、諸外国へ向けた積極的な発信も重要であり、諸外国のサプライヤーが日本に林産物を輸出する際に「クリーンウッド法への配慮を念頭に置く」という状況を作り出す必要がある。</p> <p>クリーンウッド法の運用状況の評価については、促進法である点に留意し、合法性の確認された木材の流通量の増減等、定量的なデータの分析と、年毎の数値目標の設定と達成度の算出による、取組の促進度合いの公表が不可欠と考えられる。</p> <p>クリーンウッド法の各登録事業者における合法性の確認方法の妥当性の評価は、同法の効果の検証には不可欠である。故に、クリーンウッドナビに掲載されている木材生産国の森林の特性および合法性証明の手順に詳しい専門家参加の下でのモニタリングが不可欠と考えられる。</p>	<p>第3-3-(7)の記述のとおり、合法伐採木材等の流通量を増加させるため、クリーンウッド法に基づく制度の普及、木材関連事業者の登録の促進に引き続き取り組む考えです。その際、川上・川中・川下のサプライチェーンの構築やデジタル技術の活用を通じ、効果的な取組となるよう努める考えです。</p> <p>クリーンウッド法の運用状況の評価については、農林水産省で毎年実施している政策評価において、登録木材関連事業者数の目標を設定し、進捗状況等を評価し、公表しているところです。また、生産国における木材の流通や法令等の状況に関する調査を行い、得られた情報についてwebサイトを通じた発信を行っているところです。クリーンウッド法では、木材関連事業における合法伐採木材等の利用の確保の状況に関し、報告を求められることができることとされており、引き続き制度の適切な運用に努める考えです。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(1)適切な森林施業の確保	第3-1-(1)イ(p.15)で、搬出方法の指導や更新の確認の推進が計画されている。地方自治体には人員が不足しており、現状の確認作業ですら不十分になっている。適正な伐採・更新のための指導・確認・監視のための人員確保を明記すべき。	将来にわたって森林の有する多面的機能を持続的に発揮できるよう、適切な森林施業を確保することが必要であり、第3-1-(1)の記述のとおり、適切なゾーニングが行われることで、森林経営計画作成森林においても適切な森林施業を促すとともに、伐採造林届出制度の見直しを行い、その制度に基づく指導等の強化を図っていく考えです。 また、市町村の職員数については、各々の自治体において適切に判断されるものと理解していますが、林務行政が円滑に進められるよう、第3-1-(1)の記述のとおり森林総合監理士等の育成・確保を図るとともに、第3-1-(2)の記述のとおり市町村の体制整備や技術的支援等に努める考えです。
第3-1-(2)面的なまとまりをもった森林管理	森林の適正な管理及び国土強靱化の観点から、リモートセンシング、ICT技術を活用した継続的・定期的な森林関連情報の整備に取り組むべき。また、民間における森林関連のサービス創出を活性化させるため、国・自治体が有する森林関連情報の更なるオープン化に取り組むべき。	森林関連情報については、第3-1-(2)イの記述のとおり、レーザ測量や衛星画像等の活用を進め、森林資源情報の精度向上を図っていくとともに、森林資源のモニタリングデータの公表・活用を進めていく考えです。 また、第3-5-(1)の記述のとおり、森林資源情報とデジタル化した森林境界データ等を集積して、その共有と高度利用を図る森林クラウドを都道府県に導入するほか、木材の生産流通の効率化に向けたICT生産流通管理システムの導入などを促進し、データ連携を視野に入れた環境整備を進めていく考えです。
第3-1-(3)再造林の推進	再造林率は3～4割で推移し、未更新地は年々拡大。国の施策として再造林を推進するのであれば、苗木の安定供給体制の確立や鳥獣害対策に係る施策の拡充、公的助成の拡充等、国の責務を明確にした再造林推進のための施策を講じるべき。	主伐後の再造林を確実に進めていくため、第3-1-(3)(4)の記述のとおり、優良種苗の安定的な供給、造林適地の選定、造林の省力化と低コスト化に加え、野生鳥獣被害対策等の施策を進めていく考えです。 再造林の実施に対しては、森林整備事業により引き続き支援するとともに、間伐等特措法に基づく措置の活用により、特定母樹の増殖を行う事業者や特定苗木の植栽を行う林業経営体に対する金融支援等も行っていく考えです。 なお、施策の推進における国の役割を明確にするため、第1-4の文中「施策の推進に当たっては、…、一体となって努力することが求められる。」の後に、「このため、国や地方公共団体においては、現場での具体的な取組が進むよう、施策の充実と効果的な展開に努めていく。」と追記します。
第3-1-(3)再造林の推進	既存の機械を別の用務にも用いて稼働率を向上させることや、既存の仕組みを簡素化しての低コスト化はわかるが、ドローンなど新たな負担を増やすときは減価償却も含めて正しく低コストになっているのか検証が必要。欧州製の林業機械も現地での稼働時間が日本より長くないと減価償却できないと聞かれ、たまたまうまくいった一現場の採算だけ見てもしょうがない。 また、昨年度発行の森林・林業白書では林家所得に補助金が計上されていたが、これは本計画の理念と相反するのではないか。	林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、第3-2-(2)アの記述のとおり、担い手となる林業経営体が、将来の見通しを持ちながら安定的な経営を行い、人材や機械等への計画的な投資を行えるようにすることは重要だと考えています。そのため、安定的に収益を確保できるよう、長期間経営し得る権利の取得や相当程度の事業量の確保、経営基盤及び経営力の強化などの取組を促進していく考えです。また、施策の推進に当たっては、第4-3の記述のとおりその評価や課題の分析等を行っていくこととしています。 なお、森林・林業白書に記述している家族経営体の林家所得に補助金が計上されているのは、基となる林業経営統計調査において、平成30年度から造林補助金を林業粗収益に含んでいるためです。
第3-1-(3)再造林の推進	保安林指定施業要件の見直しが明記されているのは素晴らしいので、実際に見直しが進んでいくかどうかをチェックし、把握していくようにお願いしたい。	再造林の推進に向け、第3-1-(3)の記述のとおり、低密度植栽等に対応した保安林指定施業要件の見直しなどの条件整備を行う考えです。
第3-1-(3)再造林の推進	第3-1-(3)ウで、造林の省力化・低コスト化のための技術開発にあわせた歩掛の作成が計画されています。低コスト化は必要ですが、その作業を担う人々の所得が「低」くあってはならない。歩掛は、造林作業で他産業なみのまっとうな所得が得られるように作成すべき。	林業従事者の処遇等に関しては、第3-2-(4)アの記述のとおり、林業経営体の生産性及び収益性の向上等を通じ、他産業並みの所得水準の確保を目指すこととしております。具体的には、第3-2-(1)イに掲げる、従来の施業等を見直し、開発が進みつつある新技術を活用して、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開することとしています。また、歩掛等については、現場の工程等の調査を踏まえ適切に作成することとしています。

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(4)野生鳥獣による被害への対策の推進	<p>シカ等による森林被害は極めて深刻であり、危機感を持っている。そのため、今回計画案に単独の項目として「野生鳥獣による被害への対策の推進」が記されたことを大変心強く感じている。</p> <p>日本学術会議が作成した「人口縮小社会における野生動物管理のあり方」の中では、野生動物管理を担う人材の育成と現場配置の必要性が指摘され、それを受け農林水産省と環境省は「野生動物管理教育プログラム検討会」を設置し、教育カリキュラムの検討等を進めている。</p> <p>このような人材育成及び現場配置を円滑に進めるための「強力な論拠」として、第3-1-(4)に「…林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置を引き続き推進するとともに他省庁と連携して現場での問題解決に資する野生動物管理の人材の育成を図る。」と記載してほしい。</p>	<p>森林資源の持続的利用と保続培養の観点から、再造林を確実に実施することが重要であり、野生鳥獣による被害等への対策は喫緊の課題と考えています。</p> <p>そのため、関係府省と連携し、協議を進めているところであり、第3-1-(4)において、「鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ、引き続き、効果的かつ効率的な捕獲及び防護技術の開発・実証、…防護柵等の設置を引き続き推進するほか、野生動物管理を担う人材の育成を図る。」と追記します。</p>
第3-1-(4)野生鳥獣による被害への対策の推進	<p>野生鳥獣による被害への対策の推進について、内容が変わり映えせず、適正な伐採や再造林、下層植生の充実などが達成されるように思えない。もっと踏み込んだ対策を明記し、獣害に打ち勝ち、循環利用、3割しかない再造林率の改善、複層林化を進めるんだということについて覚悟を示してほしい。</p>	<p>シカ等野生鳥獣による被害については、再造林を進める上でも重要な課題であることから、森林・林業基本計画(案)では新たに項目立てしたところであり、第3-1-(4)の記述のとおり、鳥獣の捕獲及び防護技術の開発・実証や、林業関係者など地域と連携した捕獲、防護柵等の設置を進めるほか、被害発生のおそれのある森林を鳥獣害防止森林区域に積極的に設定して必要な対策を実施する考えです。</p> <p>このほか、野生鳥獣の生息環境となる針広混交林等に誘導するなど、野生鳥獣との共存に配慮した対策を進める考えです。</p> <p>また、再造林の推進に向けて、第3-1-(3)の記述のとおり、新たな技術を取り入れた省力かつ低コストの造林体系の確立や、第3-1-(1)の記述のとおり、森林計画制度の下、新たに、特に植栽による更新に適した区域の設定の促進などの取組を進めていく考えです。</p>
第3-1-(4)野生鳥獣による被害への対策の推進	<p>第3-1-(4)にも記載があるが、シカによる森林被害は、伐採跡地の更新を困難にしているだけではなく、森林所有者の林業経営意欲を大きく減退させる要因。シカ等の野生動物の被害を防止するための公的な支援策の充実強化を図るほか、森林に人手が入ることで、シカやクマの出没を抑制する効果も期待できることから森林の日常的な管理に対する推進策についても記述すべき。</p>	<p>野生鳥獣による森林への被害については、第3-1-(4)の記述のとおり、防護技術の開発・実証等の取組の推進を引き続き推進することに加え、御意見のとおり、「適切な森林管理等の人為活動を活発化させ、野生鳥獣の農地等への出没の抑制を図る。」と追記します。</p>
第3-1-(5)適切な間伐等の推進	<p>列状間伐を当初から想定した場合の疑問点として、従来の方形植えというのは苗木のロスが大きくないだろうか。ほかの植栽間隔は採りえないのか。</p>	<p>植栽密度など造林方法については、現地の状況や造林樹種の特性、木材の生産目標等を踏まえて柔軟に選択することが重要と考えています。</p> <p>なお、第3-2-(1)イ(ア)の記述のとおり、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」を展開すべく、低密度植栽についても推進していく考えです。</p>
第3-1-(5)適切な間伐等の推進	<p>第3-1-(5)に「列状間伐等の普及を推進し、森林整備事業の補助内容等に適切に反映する」とあるが、補助金規定で列状間伐を嵩上げすることには反対。初回間伐や長年放置された森林など列状間伐でコスト削減すべき森林があることは確かですが、列状間伐が基本になると、現場の選木や伐倒技術の衰退、地域条件に合わせた多様な森づくりにはならないと思料。</p>	<p>列状間伐については、選木・伐採・採材が容易で高性能林業機械を用いた作業システムと組み合わせることが可能な手法であり、安全性の向上にも資することから実施が適切な林分においては導入を推進していく必要があると考えています。</p> <p>なお、御意見を踏まえ、第3-1-(5)の記述を「また、間伐の低コスト化や労働安全を図る観点から、列状間伐等の普及を推進する。また、森林整備事業の補助内容や工程等については、現場の取組状況を適切に反映する。」と修正します。</p>
第3-1-(5)適切な間伐等の推進	<p>18ページ7行目の「また、間伐の低コスト化を計る観点から列状間伐等の普及を推進し、森林整備事業の補助内容等に適切に反映する」については、「持続的森林経営に係る育林・多間伐(択伐)等を進め、こわれない作業道(幅員2.5m以下)敷設を環境保全型林業として位置付け、普及を推進する。その際、森林経営計画の作成していない施業地においても実施が可能なように補助内容等を適切に反映する」と変更すべきと考える。</p>	<p>人工林の半数は本格的な利用期を迎えています。未だ保育の段階にあるものも多数存在しています。そのため、引き続き間伐等を推進していきますが、第2-2-(4)イaの記述のとおり、短伐期や長伐期など多様な伐期での伐採と植栽による確実な更新を図ることとしています。</p> <p>また、森林経営計画を作成してなくても、市町村が定める特定間伐等促進計画に基づく取組や里山林等の保全・利用のための協働活動等の取組に対する支援をしています。</p> <p>なお、森林作業道については、傾斜や作業システムに応じて、幅員を設定することが適切であり、森林作業道作設指針においてその考え方を示しています。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(6)路網整備の推進	災害の激甚化、走行車両の大型化等に対応できるよう、路網の強靱化・長寿命化を図ることが記述されているが、「ドライバーファーストの視点からの路網の質的な向上」についても記述を検討願いたい。	第3-1-(6)の記述のとおり、災害の激甚化や走行車両の大型化等に対応できるよう、路網の強靱化・長寿命化を図る考えですが、その際、ドライバーファーストの視点も踏まえ、余裕のある幅員確保や曲線部の拡幅など路網の質的な向上にも取り組む考えです。
第3-1-(6)路網整備の推進	治山工事や林道工事を通じて、林野庁の施策の効果をしっかり発揮するためには、現場実態に即した設計・積算等により適正な利潤や中長期的な担い手の確保が可能となることで、円滑に予算を執行することが重要である。このことについて追記を検討願いたい。	御意見を踏まえ、第3-1-(9)イに、「国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算や適切な工期設定等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。」と追記します。
第3-1-(6)路網整備の推進	林野庁においては、「森林作業道作設指針の制定について」の見直し(令和3年4月1日付け)で、2.0m程度の幅員設定も可能である旨が明示されたことを踏まえ、「(6)路網整備の推進」等に記載された、「環境保全を重視した森林経営のための、壊れない作業道(幅員2.5m以下)の整備を進める。」を追記していただきたい。	第3-1-(6)の記述のとおり、林道と森林作業道を適切に組み合わせた路網の整備を引き続き進めていきます。なお、小さな幅員の森林作業道の必要性については認識しているところであり、小規模な幅員の作業道の開設を「森林作業道作設指針」に位置づけるとともに、その整備にあたっては、森林整備事業等において支援を行っているところです。
第3-1-(6)路網整備の推進	素材生産に必要な路網の整備を進めること	第2-2-(4)イ(ウ)の記述のとおり、路網整備の考え方として、森林の整備及び保全、木材の生産及び流通の効率化を図るには、路網整備が不可欠であり、「指向する森林の状態」に応じた適切な路網整備を進めていきます。
第3-1-(7)複層林化と天然生林の保安全管理等の推進	森林経営管理法による取組は、地域における合意形成など市町村行政が先導的な役割を果たすことが必要。一方で、林野行政の体制は脆弱であり、その体制整備が指摘されているが、その具体策として地方交付税算定基礎に係る林務担当職員数の拡充等について、関係省との協議を含め対策を講じるべき。 また、奥地水源等の保安林については、引き続き、水源林造成事業による計画的な森林施業に取り組むとともに、事業の長期的・安定的な実施、機構の組織体制の充実等を図るべき。	市町村行政の体制整備に向けては、第3-1-(2)の記述のとおり、森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の作成等が進むよう、市町村の体制整備や技術的支援等に努めていく考えです。具体的には、市町村職員を対象とした研修の実施、市町村への助言等を行える技術者の養成、市町村等が林業技術者を雇用する「地域林政アドバイザー制度」の活用等、関係省や都道府県とも連携しながら支援に取り組んでいく考えです。 また、奥地水源等の保安林については、第3-1-(7)イの記述のとおり、水源林造成事業により計画的な森林造成を進めていくこととしています。 なお、公的主体による森林整備に関しては、実施体制の整備が重要な課題であることから、第3-1-(7)イの公的主体による森林整備に関して、「公益的機能の発揮に向け、公的主体による森林整備を推進する。」を「公益的機能の発揮に向け、公的主体による森林整備を実施体制の整備を図りつつ推進する。」と修正します。
第3-1-(7)複層林化と天然生林の保安全管理等の推進	奥地等の条件不利地における、市町村が主体となった公的な森林整備は、森林環境譲与税を活用し、着実に進展させることが必要。森林環境税は2024年から徴税が開始されるが、「これまでの森林施策では対応出来なかった奥地等の森林整備等に資する」とした、税の主旨を踏まえた活用が可能となるよう、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを行うべき。	譲与基準については、国会において、平成31年及び令和2年における衆・参両院の総務委員会での附帯決議がなされており、「効果を検証しつつ、必要がある場合には、森林環境譲与税の譲与基準をはじめ、所要の見直しを行うこと」と位置付けられています。 引き続き、総務省とも連携し、森林環境譲与税の効果的な活用に向けて優良事例の横展開を図るなど、市町村への支援に取り組むとともに、森林環境譲与税を活用した施策の実施状況の把握や効果の検証を進めていく考えです。
第3-1-(7)複層林化と天然生林の保安全管理等の推進	「長期的な多間伐施業」の森林経営を基本計画に位置づけ、林業者がそれを選択できるよう求める(補助要件に組み込む)。または、自伐型林業者が「長期的な多間伐施業」の担い手であることを明記いただきたい。	第2-2-(4)イ(イ)aの記述のとおり、育成単層林においては、短伐期や長伐期など多様な伐期での伐採と植栽による確実な更新を図ることや、水源涵養機能や山地災害防止機能等の発揮を同時に期待する森林では、間伐の繰返しによる伐期の長期化を図ることを位置付けています。なお、林業経営の主体がどのような施業を選択するかについては、それぞれの経営方針に応じて決定されるものと考えています。
第3-1-(7)複層林化と天然生林の保安全管理等の推進	基本計画には、森林認証について触れた部分がない。木材・木製品の輸出を本格化するのであれば、森林認証の取得は当然の前提。この推進について明記すべき。	第3-1-(7)ア(ウ)の記述のとおり、社会経済活動の中に生物多様性の保全と資源の持続可能な利用を取り込むことに対する国民理解を促進していく必要があることから、森林保全活動や森林環境教育等の取組を推進するほか、森林認証等への理解促進などに取り組んでいく考えです。

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(8)カーボンニュートラル実現への貢献	自社のカーボンニュートラルに取り組む企業のビルを木質化する場合、どのように排出量の削減に資するのかを示す必要がある。カーボンオフセットを念頭においた木材利用拡大のクレジットの方法論など、検討方向としても記載してほしい。	第3-3-(7)に記述されている「消費者等」には民間企業等も含まれ、木材を持続的な形で利用する企業等へのESG投資にもつながるよう、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信や設計事業者や建設事業者、施主などのネットワーク化等に取り組むこととしています。
第3-1-(8)カーボンニュートラル実現への貢献	ソーラー発電等により森林が破壊され災害の要因になっている例が出ているが、それを規制することについても触れてほしい。	近年増加している太陽光発電施設の設置に係る開発については、第3-1-(9)の記述のとおり、林地開発許可制度において、その特殊性を踏まえた許可基準の適正な運用を通じ、森林の公益的機能の確保を図る考えです。
第3-1-(8)カーボンニュートラル実現への貢献	林地の適正かつ積極的な利用の推進として、風力や地熱発電の設置促進はぜひ推進してほしい。いい話も悪い話も出ると思うが、町場の人に森林を意識させるきっかけにもなると思う。	風力や地熱など再生可能エネルギーの利用促進は、カーボンニュートラルの実現に重要な役割を果たすものであるため、林地での風力や地熱による発電施設の設置に関し、第3-1-(8)の記述のとおり、森林の公益的機能の発揮と地域の合意形成に十分留意しつつ、林地の適正な利用を促進する考えです。
第3-1-(8)カーボンニュートラル実現への貢献	「カーボンニュートラル実現への貢献」について、「海外では森林減少による温室効果ガス排出が大きい一方、日本の木材利用は海外からの輸入材にも依存していることから、輸入国の責任としてその木材利用が海外での排出を引き起こしていないか確認することを、気候変動対策の1つとして促進していく」と追記すべき。	御指摘の点に関しては、第3-1-(13)の記述のとおり、国際的な協調の下で、持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、SDGsや国連森林戦略計画等の国際目標の実現に取り組む考えです。
第3-1-(8)カーボンニュートラル実現への貢献	「カーボンニュートラル実現への貢献」について、合法性確認の徹底だけでは、バイオマス発電促進の目的である脱炭素社会の実現達成に十分でないことから、「主伐後の再造林や天然更新の促進」、「土地利用転換由来の輸入バイオマス燃料(木材等)の利用抑制などの処理等を通じ」などを追記すべき。	木質バイオマスのエネルギー利用に当たっては、第3-3-(5)の記述のとおり、再造林の確保など森林資源の保続が担保された形で木質バイオマスの利用を図っていく考えです。 また、第3-1-(13)の記述のとおり、国際的な協調の下で、持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、SDGsや国連森林戦略計画等の国際目標の実現に取り組む考えです。
第3-1-(8)カーボンニュートラル実現への貢献	京都議定書の際、森林吸収量をカウントする際に間伐補助制度を進めたが、このやり方では未来永劫間伐補助を出さないと間伐できないことになってしまう。 森林所有者が温室効果ガスを排出する企業に対して、吸収量を販売できる仕組みとし、その金額を直接、あるいは森林管理者を通じて森林管理に投じることで森林の持つ多面的機能の発揮に対する対価とする。民間所有だけでなく、経営が困難になっている公社造林や県有林、また国有林もその吸収量を換金し、その代金でもって森林を維持整備することが可能ではなからうか？	パリ協定下における温室効果ガス排出削減目標の達成、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、適切な間伐の実施、保安林指定による天然生林等の適切な管理・保全、エリートツリー等の再造林の促進等の取組を進める考えです。 また、カーボンニュートラルに取り組む企業については、第3-3-(7)に記述されている「消費者等」には民間企業等も含まれることから、木材を持続的な形で利用する企業等へのESG投資にもつながるよう、木材利用の意義や効果等のエビデンスの発信や設計事業者や建設事業者、施主などのネットワーク化等に取り組むこととしています。
第3-1-(8)カーボンニュートラル実現への貢献	第3-1-(8)のカーボンニュートラルの実現のための計画は、パリ協定の上で「森林吸収量」とされているものを前提にたてられている。しかし、パリ協定上の「吸収量」を増やすことが、実排出量を削減することにつながるとは限らない。パリ協定の目標順守はそれとして追求する一方で、日本からの排出量の実際の削減につながる対策をうつ必要がある。 また、再生可能エネルギー開発に関わる林地開発・転用の際には、「地域の合意形成」に加えて、森林保全に関連する研究者の意見を反映するようにすべき。	森林・林業・木材産業における温室効果ガスの排出削減については、第3-1-(8)の記述のとおり、製造時のエネルギー消費の比較的小さい木材の利用、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用、化石資源由来の製品の代替となる木質系新素材の開発・普及、加工流通などにおける低炭素化等を通じて、二酸化炭素の排出削減に貢献していく考えです。 また、再生可能エネルギー利用に係る林地の開発にあたり、第3-1-(8)の記述のとおり、地域の合意形成だけでなく、森林の公益的機能の発揮にも十分留意することとしており、森林保全に関連する研究者の意見を反映していく考えです。
第3-1-(9)国土の保全等の推進	第3-1-(9)ウ「大規模災害時における迅速な対応」について言及していることは大いに評価。その上で、大災害における迅速な対応の中に「地方公共団体間の職員派遣の促進」や「民間コンサルタント確保に向けた対応」に関する追記を検討したい。 また、大規模災害発生時にさらに円滑に運用できるような改善策、短期的には被害調査の標準化や期間等の柔軟な対応等、長期的には技術者が確保できる安定的な予算規模の確保を望む。	御意見のとおり、大規模災害時には民間コンサルタントの協力が必要であることを踏まえ、第3-1-(9)ウの文中、「大規模災害等の発災時においては、…地方公共団体と連携した被害調査や…」を「大規模災害等の発災時においては、…地方公共団体や民間コンサルタント等と連携した被害調査…」と修正します。 加えて、設計技術者を確保するため、第3-1-(9)イに、「 <u>国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算や適切な工期設定等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。</u> 」と追記します。

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-1-(9)国土の保全等の推進	<p>災害規模が大きくなる一方、森林土木技術者は減少し、人材確保に苦慮している。このため、本年1月に林野庁でとりまとめた「今後の路網整備のあり方検討会」報告書も踏まえ、森林土木技術者の確保のための対策について追記を検討願いたい。</p>	<p>森林土木技術者の確保については、御意見を踏まえ、第3-1-(9)イに、「<u>国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算や適切な工期設定等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。</u>」と追記します。</p>
第3-1-(9)国土の保全等の推進	<p>本文書のP.18「路網整備の推進」並びにP.21「国土の保全等の推進」における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等に基づく治山対策を円滑に進めるためには、少子高齢化が進む中、働き方改革も踏まえながら、森林土木事業を現場で支える建設企業の担い手が長期的かつ安定的に育成・確保されるとともに、これら企業の安定的な経営が図られることが重要な課題と見られる。</p> <p>このため、急峻で狭隘、遠隔地といった厳しい施工条件下にあり、山腹工事などの特殊な技術を要する森林土木事業の実態に見合った設計・積算、発注等を通じた適正な利潤の確保、ICT技術の導入等による生産性の向上等に向けた総合的な取組の必要性について記載してほしい。</p> <p>同時に、このことは、林道事業にも関係していることがわかるような追記を検討願いたい。</p>	<p>厳しい施工条件における治山事業・林道事業の実施にあたっては、御意見のとおり円滑・確実な実施が重要であることを踏まえ、第3-1-(9)イに、「<u>国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、山間部の厳しい条件など現場実態を踏まえた積算や適切な工期設定等を通じ、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組む。</u>」と追記します。</p> <p>また、第3-1-(9)イの記述のとおり、治山事業等を効率的に行うため、山地崩壊リスクが高い箇所等のレーザー測量等を活用した現状把握や施工現場へのICT等の導入を推進するとともに、第3-5-(1)の記述のとおり森林土木分野におけるICT等の導入を促進してまいります。</p> <p>林道事業についても、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策において、災害時に備えた特に重要な林道等の整備・強化等を行うこととしております。</p>
第3-1-(9)国土の保全等の推進	<p>過度な間伐や皆伐現場では、流木被害だけでなく、その下流域で河川の河床が高くなる現象がある。その結果、堤防決壊・氾濫の引き金になるケースもある。特に、作業道と皆伐の組み合わせによる崩壊と土砂流出は激しい。</p> <p>上記を踏まえ、第3-1-(9)に「(オ)流域治水の役割のある地域の施業は、皆伐や幅広作業道を排除し、減災型の多間伐施業と壊れない作業道に限定する」を追記してほしい。</p>	<p>大雨や短時間強雨の発生頻度の増加により、流木災害の激甚化のほか、尾根部からの崩壊による土砂流出量の増大、広域にわたる河川氾濫など山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、第3-1-(9)イの記述のとおり、きめ細やかな治山ダム等の配置等による土砂流出の抑制や、森林整備や山腹斜面への筋工等の組合せによる森林土壌の保全強化等の取組を進めていく考えです。</p> <p>また、第2-2-(4)イにおいて、森林の区分に応じた誘導の考え方として、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、自然条件等に応じて皆伐面積の縮小・分散や、間伐の繰り返しによる伐期の長期化、植栽による確実な更新を図る旨などを記述しているところです。</p>
第3-1-(9)国土の保全等の推進	<p>第3-1-(9)エ「森林病虫害対策等の推進」において、ナラ枯れの直接の原因である虫害への対策だけでなく、林分、山域全体においてナラ枯れが発生する環境上の原因について調査研究を引き続き進めることを提案する。</p> <p>特に、林床環境の通気性、浸透性、それを担保する健康な土中環境の視点において、森林環境としての健全性という点からも、被害を受けにくい森林づくり等の取り組みを実施すべき。</p>	<p>ナラ枯れ被害対策については、第3-1-(9)エの記述のとおり、引き続き、被害状況等に応じた駆除予防措置を行うとともに、被害を受けにくい森林づくり等の取組を進める考えです。</p> <p>また、第3-1-(10)の記述のとおり、環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発や森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発等を進める考えです。</p>
第3-1-(9)国土の保全等の推進	<p>保安林について、主伐時の作業道設置について、線形変更をある程度許容するように運用を変更すべきではないか。</p>	<p>保安林については、第3-1-(9)アの記述のとおり、保安林制度を適正に運用し、その指定目的に応じた適切な管理を進める考えです。</p>
第3-1-(11)新たな山村価値の創造	<p>山村での住居対策を林野庁が先導し、空き家の修繕・補修・改修等への地場木材の利用推進を促し、空き家流動化対策を進める、と追記していただきたい。</p>	<p>林野庁では、森林資源を活かした産業の発展、集落の活性化、関係人口の拡大等の推進により移住・定住の促進を図るとともに、第3-1-(11)イの記述のとおり、定住者にとって欠かせない住居・情報基盤・交通などのインフラ確保等についても、関係省庁と連携して推進する考えです。</p>
第3-1-(12)国民参加の森林づくり等の推進	<p>待ったなしの地球環境問題と、都会で多くの人が心を病むという社会問題を共に解決することができないか。森林の機能を最大限にするための森林管理には担い手不足の問題がある一方で、企業で心身を病む社員のメンタルヘルスが重要となっている現状から、企業が社員に「私傷病休業」ではなく、「森林整備休業」として、他の職を持ちながら一時的に森林管理を行っていただく制度を作ることを提案する。</p>	<p>森林空間利用には、健康面における効果も期待されることから、第3-1-(11)アの記述のとおり、健康など様々な分野で森林空間を活用する「森林サービス産業」を推進していく考えです。</p> <p>また、第3-1-(12)イの記述のとおり、多様な主体による森林づくり活動の促進に向け、企業・NPO等のネットワーク化等の促進に努める考えです。</p>
第3-1-(13)国際的な協調及び貢献	<p>ニューヨーク宣言にもある、民間セクターが推進する森林に優しい商品(森林減少ゼロに貢献するパームオイル、牛肉、大豆など)調達などに関連して、消費者の商品の嗜好をグローバルな森林政策に位置付けたらどうか。木材やバイオマスだけでなく、森林政策を幅広い商品に関するツールへ拡大してほしい。</p>	<p>第3-1-(7)ア(ウ)の記述のとおり、環境に配慮した商品の提供などの考え方が広がっていること、その考え方の理解促進へつながる取組について推進しているところです。また、第3-1-(13)の記述のとおり、開発途上地域における森林減少の抑制等にも貢献するため、我が国の知見や人材等を活用し、国際協力を推進していく考えです。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	<p>大規模な事業の推進だけでなく、小規模や新規参入など多様な林業のあり方を支援するような計画づくりをお願いしたい。</p> <p>急峻地における小さな幅員の作業道の必要性についても言及していただきたい。また、新規や小規模にとっては、少額であっても比率が高いので、最初の支援が少しでもあると、経営の多様性と持続性が生まれる。</p> <p>読めない時代の変化の中で、メインストリームは誘導しながらも、細々でも多様な経営のあり方を生かし続けておくことは、国策としての林業施策の強靱化になると考える。</p>	<p>第3-2-(1)アの記述のとおり、これからの林業経営が目指すべき方向を「長期にわたる持続的な経営」とした上で、農業等と複合的に所得を確保する主体等についても、地域の林業経営を相補的に支えるものとして、その活動が継続できるように取り組む考えです。</p> <p>経営の新規参入については、第3-2-(2)イの記述のとおり、創業間もない経営体に対し将来性を評価した保証審査等による資金調達の円滑化、素材生産や造林作業を行う個人事業主の組織化などを推進していく考えです。</p> <p>また、第2-2-(4)イ(ウ)の記述のとおり、傾斜区分別の作業システムに応じ、林道と森林作業道を適切に組み合わせで整備することとしており、基本的に急傾斜地・急峻地では架線系を前提とした施業体系としています。</p> <p>なお、小さな幅員の森林作業道の必要性については認識しているところであり、小規模な幅員の作業道の開設を「森林作業道作設指針」に位置づけるとともに、その整備にあたっては、森林整備事業等において支援を行っているところであります。</p>
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	<p>本文案では、「新しい林業」が標榜され、更なる生産性向上、効率化等によって収支のプラス転換・処遇改善を図るとしている。こうした取組自体を全面的に否定するものではないが、就業条件の改善が図られ、林業従事者の育成・確保につながるよう国による新たな政策の立案・展開を図るべき。</p>	<p>林業従事者の労働環境の改善については、第3-2-(4)の記述のとおり、林業従事者を雇用する林業経営体の生産性・収益性の向上、通年雇用化、能力評価の導入促進、安全対策による労働災害の縮減等について、その取組を強化していくこととしており、まずは、これらの成果を労働環境の改善、さらには林業従事者の育成・確保につなげていく考えです。</p>
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	<p>第3-2-(1)ア(イ)に「これら多様な主体」とあるが、例示されたものからは多様性を感じない。専業だけである必要はなく、小規模であっても兼業や副業的、自給的なもの、地域住民のグループや集落組織等を位置づけることで多様な森林をつくることができると思料。また、「専ら自家労働等により作業を行い、農業等と複合的に所得を確保する者等」は、自伐林家や自伐型林業者を指すと考えられるが、社会的認知も高まっている状況を踏まえ、基本計画の中にも、「自伐林家」「自伐型林業」を明記することを求める。</p> <p>なお、同項目の中の、3行目「専業林家や森林所有者」は林家＝森林所有者であり、()内の森林を所有する「林産複合型」法人を林業経営体と位置づけたいのであれば、「林家や森林を保有する法人」とすべき。</p>	<p>専業だけでなく、農業などと複合的な所得を確保する小規模な経営体等についても記述しているところです。自伐林家・自伐型林業については、「専ら自家労働等により作業を行い、農業等と複合的に所得を確保する者」に含まれています。</p> <p>なお、専業林家等の表現はわかりやすく伝わるよう、例示的に表現したものです。</p>
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	<p>第3-2-(1)ア(ア)に育成すべき林業経営体の条件が挙げられているが、効率的に伐採して、再造林を実施するという、以前は素材生産事業体、造林事業体といったものを併せたものが「林業経営体」とされている。従来「林業経営体」といわれてきた長期の森林管理(森林づくり)の主体、つまり将来の森林の姿を構想し、目標林型を定め、それに向けて施業を行っていくようなものは施策支援の必要はないのか。「相当程度の事業量、高い生産性と収益性」を有する素材生産事業体は地域に縛られずに事業地を確保する必要があり、上記のような森林管理を担うことは難しいと思料。</p>	<p>第3-2-(1)ア(ア)の記述のとおり、目指すべき姿である「長期にわたる持続的な経営」は、将来の森林の姿や経営を考慮し、森林を所有又は長期間し得る権利等を取得した上で、事業量の確保や再造林の実施体制を備えること等のできる林業経営としており、第3-2-(1)ア(イ)に示す主体が長期間を要する林業のサイクルを一貫又は連携して、効率的かつ安定的な経営を実施していくことが重要であると考えています。</p>
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	<p>2020年11月林政審議会にて示された「自伐型林業」の担い手としての位置づけを「森林・林業基本計画」に織り込むことを強く求める。</p>	<p>第3-2-(1)の記述のとおり、これからの林業経営が目指すべき方向を「長期にわたる持続的な経営」とした上で、専ら自家労働等により作業を行い、農業等と複合的に所得を確保する主体等についても、地域の林業経営を相補的に支えるものとしており、自伐型林業についてもこれに含まれています。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-2-(1)望ましい林業構造の確立	<p>第3-2-(1)アでは、「長期にわたる持続的な経営」とは「社会的責任を果たす」経営であるとされている。森林の公益的機能の多くは、水害・土砂災害の抑止など地域社会に影響を与えるものである。地域の住民に寄り添い、ともにあり続ける経営が、地域社会に責任を果たす経営であることから、要件の中には地域に根ざした経営であることが含まれている必要がある。</p> <p>また、「林産複合型経営体」が林地集積をおこなうことに「金融上の措置」をとることとされている。</p> <p>営利法人の平均的寿命は、森林の育成期間よりも短く、育成途中で解散する可能性もある。林地集積に政策的優遇措置をとるのであれば、その「措置」の内容は公開されるべきであるし、また優遇措置によって集積した林地には、転用の制限や法人解散時の林地散逸防止など強い規制をかけるべき。</p>	<p>林業経営体の社会的な責任に関しては、第3-2-(2)カの記述のとおり、林業経営体に対して、業務に関連する法令の遵守、伐採・造林に関する自主行動規範の策定等の取組を促すこととしています。</p> <p>また、市町村における伐採造林届出制度の適切な運用や市町村森林整備計画に適合した取組を促進することとしており、地域に応じた森林経営を目指すこととしています。</p> <p>また、金融等、政策的優遇措置の運用に当たっては、その趣旨に鑑み、透明性及び公平性を確保しつつ、効果が発揮されるよう適切に取り組む考えです。</p>
第3-2-(2)担い手となる林業経営体の育成	<p>国有林野事業で運用されている「樹木採取権制度」については、国による一元的な管理経営の下、公益的機能の一層の推進を基本とし、樹木採取権の存続期間を10年とするなど、法律の附帯決議を確実に履行すべきであり、これ以上の制度改変は厳に慎むべき。</p>	<p>樹木採取権制度の運用に当たっては、樹木採取権者の策定する施業の計画を、国有林野の公益的機能の維持増進等の観点から管理経営基本計画、地域管理経営計画等に適合した計画とするなど、附帯決議の趣旨を踏まえ、適切に運用する考えです。</p>
第3-2-(2)担い手となる林業経営体の育成	<p>極言すれば、高齢級林分を時間当たり生産性の高い高額な機械を使えば、生産性の向上は達成できてしまう。生産性の向上から収益確保ではなく、収益を確保できる事業体の生産性が高いというのが妥当ではないか。また、伐採契約が済んでいるにもかかわらず発注者が保安林協議を済ませていないなど、現場にとってみれば理不尽な理由により制約を受ける環境の撤廃などでも採算性は向上するはず。一貫伐造もメインは事務経費の減額ではなかったか。</p>	<p>第3-2-(1)アの記述のとおり、これからの林業経営が目指す方向は「長期にわたる持続的な経営」であり、具体例の一つとして、「b 相当程度の事業量、高い生産性と収益性を有し、主たる従事者等が地域における他産業並みの所得及び労働環境を確保」を挙げており、生産性を向上し、収入を確保できる林業経営体を増やしていく考えです。</p> <p>また、保安林等の法令遵守においては、第3-2-(2)カの記述のとおり、森林所有者を含む林業経営体が、森林を適正に管理・利用する社会的な責任を果たすことは重要であり、適切な対応を促していく考えです。</p> <p>なお、伐採と造林の一貫作業は事務経費の削減だけでなく、素材生産で使用した林業機械による地拵え等を行うことにより、各作業工程の短縮化が図られ、作業コストが低減できます。</p>
第3-2-(2)担い手となる林業経営体の育成	<p>林業経営を行う上で、過剰な負担となっている税(固定資産税、相続税等)の見直しを行うこと。</p>	<p>山林の固定資産税や相続税等については、保安林等に対する固定資産の非課税、森林経営計画対象山林における相続税の納税猶予等、林業経営が継続されるための必要な税制を講じているところですが、林業経営体の経営基盤を強化するため、第3-2-(2)イの記述のとおり、金融・税制上の措置等を活用していきます。</p>
第3-2-(3)人材の育成・確保等	<p>外国人技能実習生は、適正化措置による制度改定が行われたものの、現実的には安価な労働力確保の手段となっており、制度目的と実態が乖離。</p> <p>本文案では、技能評価試験の本格的な実施に係り、「外国人技能実習2号職種指定の追加にも対応する」としているが、技能評価試験が林業労働者の処遇改善に結び付く制度となるか定かかなく、安価な労働力確保につながる恐れがあるため、当該記載部分は削除すべき。</p>	<p>林業において、労働災害の発生率が他産業に比べ非常に高い中、業界団体において、日本人・外国人を問わず、伐木等における技能向上を通じて労働安全の確保や処遇の改善に繋がる技能検定への職種追加が検討されているところです。</p> <p>技能検定における技能評価試験は、外国人技能実習制度の2号職種指定においても活用可能なものでありますが、林業の2号移行職種の新規認定については、受入れ側となる業界団体の意向だけでなく、監理団体のあり方や送り出し側となる途上国のニーズ等を総合的に勘案しつつ、適切に検討する考えです。</p>
第3-2-(3)人材の育成・確保等	<p>第3-2-(3)に「女性の視点を活かす」とあるが、重要なのは、女性が林業・林産業に参入しやすくし、森林利用をすすめること、そして森林・林業に関わる意志決定・指導的立場で一定の比率を占めることである。それは無条件でなければならない、マーケティングがうまくいくという利益があるから「女性の視点を活かす」というようなものではなく、真の意味での人材確保にはならない。</p> <p>したがって、林政審議会を初めとする種々の会議や、中央産業団体での意志決定機関・指導的立場の女性比率を高めるための数値目標を明記し、そのような目標が達成できたところに政策的援助を強める(今後は「男社会」のままでは政策の対象とはしないという態度を明確にする)ことを記載せねばならないと考える。</p>	<p>林業の活性化に向けては、多角的な視点を取り入れることが重要であると考えており、女性を含め、多様な人々が活躍することができるよう、その環境整備等を図る考えです。</p> <p>なお、令和3年4月に施行された改正森林組合法において、若年層や女性の参画を促進するため、森林組合の理事の年齢や性別に著しい偏りが生じないことへの配慮規定が新たに設けられたところであり、適切な取組が進むよう努める考えです。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-2-(4) 林業従事者の労働環境の改善	<p>林業の死傷年千人率は依然として全産業ワーストワンのままになっている。労働安全対策の確立に向けた対策の拡充を図るべき。</p>	<p>労働安全対策については、第3-2-(4)イの記述のとおり、今後10年を目途として、死傷年千人率を半減させることを目指して労働安全対策を強化していくこととしています。具体的には、労働安全衛生法に基づく禁止事項の遵守等の徹底を図るとともに、労働安全の専門家による安全診断、最新装備を活用した研修の実施等を支援していく考えです。</p>
第3-2-(4) 林業従事者の労働環境の改善	<p>本文の目標が達成されることを強く望む。また、米国の労働統計局などのように事故データが広く共有されることを望む。林災防は更新頻度が遅く、また詳細が不明である。この件に関しては、モデル化にこだわらず、また都道府県の垣根を超えた情報収集と公開・分析を林野庁と森林総研などからなるトップダウン体制で行ってほしい。</p>	<p>林業における労働災害発生率は、他産業に比べて極めて高い水準にあり、この状況を改善することは喫緊の課題であることから、今後10年を目途とし、死傷年千人率を半減させる目標を記述しています。今後は、労働安全の専門家による林業経営体への安全診断や労働安全に資する最新安全装置を活用した研修等に対し支援するとともに、都道府県ごとの労働災害の情報収集、分析等を通じ対策を講ずる考えです。</p>
第3-2-(4) 林業従事者の労働環境の改善	<p>第3-2-(4)で記述している労働環境の改善については、政府は能動的に関与できる。公共事業や補助事業、国有林野の事業において、十分な賃金水準となるように単価設定をおこなうこと、労働安全対策が不十分や事業体を排除することの、姿勢を示すべき。</p>	<p>林業従事者の労働環境の改善を図るため、第3-2-(4)の記述のとおり、従事者の所得確保や従事者の労働負担の軽減、働きやすい職場環境の整備を通じた処遇等の改善や、巡回指導や研修の実施、新技術を活用した安全装備の導入等を通じた労働安全対策の強化の取組を行うこととしています。また、補助事業等の採択に当たり事業体の雇用環境の改善の取組についても評価しているところであり、引き続き各種施策に要件づけていく考えです。</p>
第3-3-(1) 原木の安定供給	<p>木材の安定供給体制については、木材生産の機械化等により確立されつつあるが、山元への還元が進んでない。立木価格・丸太価格の上昇がなければ、山元への還元は困難。国が価格政策を取れないとすれば、それに変わる立木価格・丸太価格を上昇させる施策を講じるべき。特に、木材の安定需要・安定供給・安定価格を担保するため、需給バランス調整、原木価格安定及び大規模災害時の復興資材の確保を兼ねた国の施策を全国的に講じるべき。 また、効率的な車両系システムを用いることで、林地崩壊を招かないような取組も必要。</p>	<p>原木の安定供給体制を確立するに当たっては、川上から川中・川下までの生産流通の各段階において、コスト低減と相互利益の拡大を図り、その成果を再生林の実施へと結びつけていくことが重要と認識しており、第3-3-(1)ア及びイの記述のとおり、林業経営体の育成を通じた事業量の確保、原木コーディネーターの育成等を通じ、製材工場等への価格交渉力を高めていくとともに、ICTによる木材の生産流通システムの導入、SCMによる需給マッチングや木材需要が急激に増減した場合の国有林材の供給調整等を行っていく考えです。 これらの取組の推進に当たって、国の役割を明確にするために、第1-4の文中「施策の推進に当たっては、…、一体となって努力することが求められる。」の後に、「このため、国や地方公共団体においては、現場での具体的な取組が進むよう、施策の充実と効果的な展開に努めていく。」と追記します。 また、第3-1-(1)の記述のとおり、集材路の作設等への指導體制の確立を図るほか、第3-1-(6)の記述のとおり、車両系システムに必要な路網整備に当たっては、河川沿いを避けた尾根寄りの線形選択や排水機能の強化等を行うこととしています。</p>
第3-3-(1) 原木の安定供給	<p>原木コーディネーターは必要である。また、公開された原木データベースがあれば需要者側からみて都合がよい。林業の生産管理システムと直結して、立木や丸太の段階で径級や品質で分類されていればより選択しやすい。その場合は1本ごとに個別IDが付加されていると良い。各素材・木材でのロット管理という十把一絡げの扱いは、川上から川下に至る相互利益の拡大にそぐわない。プレミアム性のある木材は高価格で取引されることが林業の将来に結び付く。</p>	<p>第3-3-(1)イの記述のとおり、原木コーディネーターの育成やICTによる木材の生産流通管理システムの導入等を進めます。また、地域におけるサプライチェーン・マネジメントに係る取組を進めて、木材製品の需要動向や原木の供給見込み等の情報共有による需給ギャップの解消とマッチングの円滑化、川上から川中・川下までの相互利益の拡大を図ることとしています。</p>
第3-3-(1) 原木の安定供給	<p>利用量の目標達成のための施策であることを明示すべきであるため、下記のとおり修正すべき。 【修正案】 原木を安定的に供給し、P14第3表に定める木材利用量の将来目標を達成するためには、</p>	<p>第3-3-(1)アは、望ましい安定供給体制に関する記載をしているものであり、木材利用量の目標については、安定供給体制の構築、木材産業の競争力強化や都市等における木材利用の促進など基本計画に掲げる各施策に総合的に取り組んだ結果として達成することができるものと考えています。 なお、そのことは、第2-3-(2)目標の定め方に明記しています。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-3-(1)原木の安定供給	<p>ウッドショックが叫ばれている昨今、輸出などしている場合でない。少しでも製材をストックして、不足している分野へ補填するような転換が必要。総合的な流通体制、ストック体制の構築、見直しが必要。また流通コストと効率を考慮すれば、ブロック単位でストック量なども考慮していくべき。</p> <p>国有林について、大赤字経営を是正する視点をいれるべき。その方向性、指針、透明性の伴う国民への積極的な説明を求める。</p>	<p>木材の流通に関しては、各需要先への原木安定供給に向け、第3-3-(1)の記述のとおり、望ましい安定供給体制の構築や木材の生産流通の効率化に取り組む考えです。なお、短期的な木材需要の動向については、引き続き注視していく考えです。</p> <p>国有林野の管理及び経営に関しては、第3-4の記述のとおり、我が国森林・林業の再生への貢献が求められており、国自らが責任を持って管理経営し、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととしております。また、その事業の推進に当たっては、国民の理解が不可欠であることから、国民の多様な意見を把握すべく対話型の取組等を推進する考えです。</p>
第3-3-(2)木材産業の競争力強化	<p>良材も並材も同価格で扱う木材の多量生産化が、中山間地の林業・木材産業の活性化につながるのか甚だ疑問である。</p> <p>住宅建築に際しての県産材利用拡大への支援は、今後も継続し強力で進めてほしい。</p> <p>岐阜県では、伐期の蓄積量が九州地方の半分程度であり、九州と同等のコスト削減は難しいため、良材生産に向けた造材方法を再検討すべきと考える。</p> <p>加工技術のある製材所が今後良材加工にシフトするためには、良材原木出材と設備投資並びにブランド材販売促進を強力で進めなければならない。</p> <p>また、コロナ禍後の中山間地の林業・木材産業の活性化に向け、新しい支援策が必要。</p>	<p>住宅建築に際しての地域材利用拡大に向け、第3-3-(2)イの記述のとおり、「顔の見える木材での家づくり」の取組を引き続き促進することとしているほか、第3-3-(2)エの記述のとおり、国産材の使用割合の低い横架材等において国産材の利用を促進することとしています。</p> <p>良材生産に向けた造材方法の検討に向けては、第3-2-(2)イの記述のとおり、木材の有利販売等を担う森林経営プランナーの育成を進めることとしています。</p> <p>また、第3-3-(2)イの記述のとおり、高い単価の地域材製品の生産や細かなニーズに対応した柔軟な製品供給等を進めることとしており、それに資する加工流通施設の切替等を推進することとしています。</p> <p>コロナ禍後の林業・木材産業の活性化に向けた支援策については、第3-5-(2)の記述のとおり、施策を適切に講じていくこととしています。</p>
第3-3-(2)木材産業の競争力強化	<p>「森林・林業再生プラン」で示されていた3つの理念は、新「基本計画」における基本方針とも合致するものであり、目指すべき姿とした「木材自給率50%以上」の理念は、新「基本計画」においても継承すべきである。</p>	<p>木材の総需要については、景気変動等により大きく変動するため、基本計画の目標としては、木材自給率ではなく、木材供給量を設定しているところですが、引き続き、森林資源を最大限活用し、山村地域の雇用や低炭素社会への貢献を果たしていくとの考え方を保ちつつ、森林を適正に管理し、林業・木材産業を持続的に発展させながら、カーボンニュートラルも見すえた豊かな社会を実現するため、施策を着実に推進していく考えです。</p>
第3-3-(2)木材産業の競争力強化	<p>工場等の施設整備の支援策、技術開発を含めた木材利用の支援策の検討・実施に当たっては、特定の木質材料に偏ることなく、公平な取扱いがなされるよう配慮していただきたい。</p>	<p>第2-3に掲げる用途別の木材利用量の目標の達成に向け、木質材料に係る社会的ニーズや適材適所での使い方を踏まえながら、工場等の施設整備や技術開発を含めた木材利用の支援策の検討・実施に取り組む考えです。</p>
第3-3-(3)都市等における木材利用の促進	<p>現在、日合連では現状の構造用合板を厚手化した「超厚合板」の製品・技術開発に取り組んでいる。CLT、一般製材などの製品と一体となった適材適所での活用推進を通じて、都市における木材利用の促進や、厚手化による国産材利用量の増加に貢献が可能である。そのため以下の修正をお願いしたい。</p> <p>【修正案】 CLT(直交集成板)等の開発・普及、構造用合板の厚手化、それら部材を使用した</p>	<p>厚手の構造用合板については、「CLT(直交集成板)等の開発・普及」の「等」に含まれます。</p>
第3-3-(3)都市等における木材利用の促進	<p>16行目の「リフォーム需要等に対しては」を「非住宅分野等に対しては」を修正すべき。3行目に「非住宅分野、リフォーム等の需要を積極的に取り組んでいくことが有効」と記述があり、この言葉を受けるとすれば、リフォーム需要よりも非住宅分野の方が適切であるため。また、当該段落の記述も非住宅分野の内容となっている。</p>	<p>今後の国内新築住宅市場の縮小を見据えると、新築だけではなく既存の建築物における需要獲得も重要であると考えているため「リフォーム需要等」という表現を用いています。</p>
第3-3-(3)都市等における木材利用の促進	<p>18行目の「このほか」で改行すべきである。「このほか」以下の記述が、前文の「リフォーム需要」を受けるには不相当であるため。上記意見のとおり「非住宅分野」と修正したとしても、つながりは悪い。</p>	<p>「このほか」以下は、新築・リフォーム両方に該当する内容ですが、直前の句点で意味が切れており、誤解は生じないものと考えています。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-3-(3)都市等における木材利用の促進	<p>現在、日合連では現状の構造用合板を厚手化した「超厚合板」の製品・技術開発に取り組んでいる。今後の重要取組として、合板に関する記述の中に記載願いたい。また、「フロア合板～」以降の文章のつながりが悪いため修正願いたい。</p> <p>【修正案】 また、構造用合板の厚手化、国産合板のフロア合板やコンクリート型枠用合板への利用、地盤改良用木杭等の木材利用、畜舎等のへの木材利用等も促進していく。</p>	<p>厚手の構造用合板については、前の段落中の「CLT(直交集成板)等の開発・普及」の「等」に含まれます。</p> <p>なお、発電事業者と燃料材を供給する事業者の連携が重要であることを踏まえ、第3-3-(5)ア(イ)cの文中「発電事業者等が、…早生樹の植栽等を行う実証事業を進める。」を「燃料材供給者との連携を図りつつ、発電事業者等が、…早生樹の植栽等を行う実証事業を進める。」と修正します。</p>
第3-3-(5)木質バイオマス利用	<p>木質バイオマス発電事業者に対し、未利用材活用やカスケード利用を基本とすることなど、森林資源の保続・持続的利用に寄与することを旨とした自主行動規範の策定を促し、既に自主行動規範を策定している素材生産事業者等との連携による再造林の促進に繋げる等の取り組みを進めるべき。</p>	<p>木質バイオマスの利用に当たっては、第3-3-(5)アの記述のとおり、未利用材活用やカスケード利用を基本としつつ、事業計画認定に際し、地域における森林資源の保続を確認できるようにするなど取組を進めていきます。</p> <p>なお、発電事業者と燃料材を供給する事業者の連携が重要であることを踏まえ、第3-3-(5)ア(イ)cの文中「発電事業者等が、…早生樹の植栽等を行う実証事業を進める。」を「燃料材供給者との連携を図りつつ、発電事業者等が、…早生樹の植栽等を行う実証事業を進める。」と修正します。</p>
第3-3-(5)木質バイオマス利用	<p>菅総理大臣が「2030年温室効果ガス46%削減を目指し、再エネなど脱炭素電源の最大限の活用、地域の脱炭素化への支援等、できる限りの取組を進める」旨の表明をされたおり、脱炭素、間伐材活用等による森林資源の活性化、地域経済への貢献等木質バイオマスエネルギーの利用の推進等の意義等を踏まえ、森林林業基本計画においてどのような取り組みをしていくのかを検討しそれを明らかにすることが必要と考えます。このため、「まえがき」等において取り組みの方向性を明らかにするとともに、具体的な目標等にもそれが反映されることが必要です。</p>	<p>木質バイオマスエネルギーの利用も念頭に、「まえがき」において、木材を利用することは、二酸化炭素の排出抑制等を通じて、循環型社会の実現に寄与するものであることを記述しているほか、第3-1-(8)や第3-3-(5)ア等において、木質バイオマスのエネルギー利用の意義や具体的な取組の方向性を記述しています。</p>
第3-3-(5)木質バイオマス利用	<p>再造林等による森林資源の保続は、木質バイオマスを含む木材利用全体の重要な課題であり、「地域における再造林の実施状況など」の記載は、全体に係る概念として記載することが適当と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正します。</p> <p>第3-3-(5)木質バイオマスの利用 ア エネルギー利用 (前略)本研究会の報告書に基づく取組を推進すべく、次のとおり、再造林の確保など森林資源の保続が担保された形での木質バイオマスの利用を図っていく。 (中略) (イ)森林資源の保続を担保する観点から、次に取り組む。 a FIT制度における…、地域における再造林の実施状況など森林資源の保続を確認できるようにする。</p>
第3-3-(5)木質バイオマス利用	<p>木質バイオマスのエネルギー利用は、カーボンニュートラルでないという議論が進んでおり、森林資源を保続する観点での取組は大切。 発電用FIT利用について由来を担保するシステム(林野庁「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」)があるが、そのガイドラインの拡張や熱利用についても由来を担保するシステムの導入が必要であることを記載してほしい。 また、大量の木質バイオマス原料が輸入されているが、輸送や製造過程の温室効果ガス排出などをガイドラインの基準に加えることも念頭において記載してほしい。</p>	<p>第3-3-(5)の記述のとおり、木質バイオマスの利用に当たっては、森林資源の保続が担保された形での利用を図っていくため、「林業・木質バイオマス発電の成長産業化に向けた研究会」の報告書に基づき、適正な伐採がなされた木材の燃料材利用等の取組を推進していく考えです。また、FIT認定に際し、ライフサイクルGHG排出量を考慮することが検討されていると承知しています。 なお、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」については、木質バイオマスの由来の証明を通じ、FITの調達価格を適正に適用するためのものです。</p>
第3-3-(5)木質バイオマス利用	<p>木質バイオマスを建築設計でレイアウトする時にボイラーの技術基準だけでは設計できない。熱媒体の流れ上に設置する設備に接続する部品の技術基準や変動に対応するシステムの安全基準が明確でないため、他の電気、ガス、油の熱源機器を選ぶことになる。これらと同じレベルで選択できるように資料整備することが重要である。</p>	<p>木質バイオマスのエネルギー利用に関しては、関係省庁とも連携を図りつつ、第3-3-(5)アの記述のとおり、エネルギー変換効率の高い熱利用・熱電供給につき地域内での利用を推進する考えです。</p>

森林・林業基本計画(案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
第3-3-(5)木質バイオマスの利用	平成28年版では、「木質バイオマス発電施設等の設置に当たっては、安定的な燃料調達が可能となるよう、地方公共団体等と連携し、計画段階から、施設設置者が原木供給者と合意形成できるようにする。」という記載があったが、今回の改訂版では削除されている。 森林資源の持続的利用を考えると、地方公共団体等との連携、原木供給者をはじめとした地域の合意形成が必須だと思われるので、平成28年版と同様に、該当箇所の記載を継続してほしい。	第3-3-(5)の記述のとおり、木質バイオマスについては、都道府県林務部局による確認を含め、森林資源の保続が担保された形で利用を図ることとしています。また、発電事業者が燃料材供給者と連携し、森林資源の保続や燃料材の安定供給に取り組む観点から以下のとおり追記します。 第3-3-(5)ア(イ) c 燃料材供給者との連携を図りつつ、発電事業者等が、燃料用途としても期待される早生樹の植栽等を行う実証事業を行う。
第3-3-(6)木材等の輸出促進	p34の1行目に「従来の原木中心の輸出から、輸出先国・地域のニーズや規格基準等に対応した付加価値の高い木材製品輸出への転換」とあり、このことを端的に表現するため、タイトルと36行目の「木材等」を「木材製品」に修正すべき。	「木材等」には「木材製品」も含まれること、また、林産物の輸出額目標には原木も含まれることから木材等としています。
第3-3-(6)木材等の輸出促進	p34の1行目に「従来の原木中心の輸出から、輸出先国・地域のニーズや規格基準等に対応した付加価値の高い木材製品輸出への転換」とあり、このことを端的に表現するため、下記の修正をすべき。 【修正案】 従来の原木中心の輸出から、輸出先国・地域のニーズや規格基準等に対応した付加価値の高い木材製品輸出への転換を図る。原木輸出に当たっては、国内需要優先を原則とする。	各需要先への原木安定供給に向け、第3-3-(1)の記述のとおり、望ましい安定供給体制の構築や木材の生産流通の効率化に取り組む考えです。
第3-3-(7)消費者等の理解の醸成	クリーンウッド法関連の記述について、法の趣旨に則り、「法で定められた検査や指導など必要な措置を講ずる」旨を追記すべき。	第3-3-(7)の記述のとおり、クリーンウッド法に基づく制度の普及、木材関連事業者の登録を引き続き促進することとしており、法に基づき必要な措置を適切に講ずる考えです。
第3-4 国有林野の管理及び経営に関する施策	「山村振興法」の基本理念、付帯決議を踏まえた施策として、国の発注する事業においては、地域の事業者が優先的・安定的に事業を受注できる発注方式の検討、雇用の拡大・改善を行う事業者に対する支援措置等、地域における事業者育成、労働力確保に係る具体的施策を講じるべき。 また、事業者育成に関しては、事業者からの意見・要望等を集約するなどして、改善点を明らかにした上で対策を講じるべき。	国有林における造林・間伐等の事業発注については、会計法に基づき、競争性・透明性を確保する観点から、一般競争入札により実施しているところですが、地域の事業者の育成に向けて、事業の計画的な発注等に努めるとともに、事業実施都道府県内の本支店の有無や作業員の地元雇用等を評価する総合評価落札方式を導入しているところであり、今後とも地域の林業事業者の育成に努めてまいります。 なお、基本計画の策定に当たっては、事業者を含む幅広い方々の意見・要望等を把握してきたところであり、今後とも、第1-3-(1)の記述のとおり、森林・林業・木材産業の現場が抱える課題に的確に対応するために、「現場の声」を把握して、関係者が創意工夫して課題を解決できるよう、現場に立脚した施策を展開する考えです。
第3-5-(1)デジタル化の推進	木材や森林の情報のDXとその使い方を整理すること。	第3-5-1の記述のとおり、森林関連情報の把握、木材の生産流通、森林資源の造成等の各段階で、これら技術を活用してデジタルデータを活用した効率的なものに転換するとともに、データ連係を視野に入れた調査等の環境整備を行い、川上・川中・川下のサプライチェーンの構築、合法伐採木材の流通等につなげる「林業DX」を目指した取組を進めていきます。
第4-2 効果的かつ効率的な施策の推進	第4-2にある「施策の実施、見直し等に当たっては、その趣旨や内容等について、分かりやすい表現等を用い、森林・林業・木材関係者等の理解に努める。」の1文だけで「等」が4つも使われていて、非常にわかりにくい。「等」を使うことによって、含意を隠したい政策文書の場合に多用されると理解しているが(間伐等といって、主伐も含めるといった)、その含意をできるだけ説明して国民にわかりやすい文書にしてほしい。	御指摘の点につきましては、限られた紙幅で、できるだけ端的に表記するため「等」などの表現を用いています。具体的施策の内容につきましては、今後とも、関係府省、地方公共団体との連携や情報共有を図るとともに、デジタル媒体を始めとする複数の手法を効果的に組み合わせた広報活動を推進していきます。

全国森林計画(変更案)に対する御意見の概要と御意見に対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
II-4 森林施業の合理化に関する事項	立木段階で加工後の木材品質を考慮した育林を実施するために、個別IDを付加することを提案する。伐採後は素材丸太のプレミアム化を見通し、IOT実装を実施する。そうした個別IDにより加工・乾燥でも途切れることのないトレーサビリティを付加する。これらを業務化しICT人材を呼び込む必要がある。	開発が進みつつある新技術を活用して、森林施業の合理化を図るため、II-4-(3)に、「その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。」と追記します。
II-4 森林施業の合理化に関する事項	素材丸太生産者及び製材加工業者周辺は、木材は品質を平均化させたLOT管理を実施しているというが、木造住宅に使う場合でも、需要者から建築物の長寿命化を考え、高耐久性や外観性の高度化が要求されている。現在はこれに応えようとしていない。LOT管理という名で1本ごとに特徴のある素材丸太に対して十把一絡げの扱いをする方法では品質の高い木材に対して価値に見合う価格が打ち出せず、低価格が蔓延したままになる。この状態が続いていることにより、林業従事者だけでなく、森林の適正な維持業務もおぼつかなくなっている。需要者のニーズに応えるためにプレミアムな木材には個別IDを付加して、森林から加工、流通にトレーサビリティを確実化させる必要がある。これにより、合法伐採木材等のエビデンスは強固になる。	II-4-(4)に記述のとおり、需要者のニーズに即した品質や強度性能の明確な木材製品を供給し得る体制の整備を推進する考えです。 また、開発が進みつつある新技術を活用して、森林施業の合理化を図るため、II-4-(3)に、「その際、ICTの活用等により、木材の生産管理の効率化に努める。」と追記します。